

平成 27 年 1 月 26 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	メールホスティングサービス
ボックス番号	②
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成27年2月3日(火) 正午 (郵送の場合は2月2日(月)18:00)
見積書提出先及 び仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、西田
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局企画課情報係
担 当 者 名	情報係長 星 瑞夫
競争に参加する者 に必要な資格及 び注意事項	○参加資格:平成25・26・27年全省庁統一参加資格 「役務の提供等」A～D等級に格付けされている者。 ○参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。 ○その他:別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕様書

1 件名

ホスティングサービスの調達

2 履行期間

平成 27 年 4 月 1 日(水)から平成 28 年 3 月 31 日(木)まで

3 仕様

インターネットを介したメール送受信を可能とするメールサーバ機能を提供すること。その際、以下の(1)～(4)の条件を満たすこと。

(1) 日本学術会議のドメイン名の確保

- ① 『scj.go.jp』ドメインにてメールの送受信が行えること。
- ② また、当該ドメイン名にて、日本学術会議ホームページを引き続き運用できること。

(2) ウイルスチェック

- ① 送受信時ともにコンピュータウイルスのチェックを行うこと。
- ② 24時間365日の運用体制でウイルスのパターンファイルの更新を行う こと。
- ③ 24時間365日の運用体制でウイルスの検索エンジンの更新を行うこと。

(3) メールボックス

- ① 着信メール容量無制限のメールボックスを提供すること。
- ② グループ設定が可能なこと。また、グループアドレスで受信したメールについて、各個人への自動転送設定が可能なこと。
- ③ アカウントの追加・削除、転送設定等がWebブラウザから可能なこと。

(4) セキュリティ

内閣府本府情報セキュリティポリシーの内容を踏まえつつ、特に次の措置を講じること。

- ① 第三者によって不正アクセスや迷惑メール配信の中継地点として意図しない用途に使用されることを防ぐため、SMTP認証に対応する等必要な措置を講じること。
- ② メール受信の際にパスワードを暗号化するAPOP(Authenticated Post Office Protocol)に対応すること。
- ③ メール送受信の際、Secure Socket Layerで暗号化した通信を行うこと。
- ④ メール送受信の通信経路上において、ユーザID、パスワード、メール本文を暗号化すること。

4 サポート窓口

電話、電子メール等による対応サポート窓口を提供すること。

5 その他

- (1) 本件サービスの実施において知り得たすべての情報について、当局の許可なく開示しないこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本サービスの実施上必要な事項は、当局と協議の上、納入者の責任において実施すること。
- (3) 内閣府本府情報セキュリティポリシーに沿ったセキュリティ対策をとること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。